

主な用語の定義

※1 「労働災害」

業務中に起因して発生した負傷災害・疾病をいい、休業を伴う「休業災害」か被災日の翌日以降は休業しない「不休災害」であるかを問わない。また、通勤途中に発生した災害（いわゆる「通勤災害」）は労働災害に含まない。なお、調査期間中に同一人が2回被災した場合は、延べ被災労働者数は2人と計上している。

※2 「正社員」

フルタイム勤務で雇用期間の定めのない者をいう。

※3 「契約社員」

フルタイム勤務で1か月を超える雇用期間の定めのある者をいう。

※4 「パートタイム労働者」

一般社員（フルタイム勤務者で基幹業務を行う社員）より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働時間が少ない者で、雇用期間の定めがない又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

※5 「臨時・日雇労働者」

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいう。

※6 「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者のうち、9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上就労している者をいう。

※7 「リスクアセスメント」

利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリスクを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいう。

※8 「コントロール・バンディング」

化学物質取扱作業に係るリスクアセスメント実施のためのツールであり、化学物質名、作業内容、GHS分類区分、沸点、取扱温度等の情報から、健康障害防止のために講ずべき措置が示されるものをいう。

※9 「外国人労働者」

正規雇用か否かは問わず、事業所で働く外国人（永住者は除く）すべてをいい、例えば、正規雇用労働者、就学生、学生アルバイトなどを指す。

※10 「メンタルヘルス対策」

事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置のことをいう。

※11 「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者」

メンタルヘルス不調※を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいう。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害および妄想性障害
- ④ 気分〔感情〕障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格および行動の障害
- ⑧ 知的障害（精神遅滞）
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児（児童）期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不詳の精神障害

なお、メンタルヘルス不調※とは、ICD-10 診断ガイドライン「精神および行動の障害」に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

※12 「労働者への教育研修・情報提供」

労働者を対象とした、自らのストレスを予防、軽減するために必要な内容に関する教育研修、情報提供を行うことをいう。

※13 「安全衛生委員会等」

労働安全衛生法に規定されている安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会をいう。

※14 「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルスクエアが効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルスクエアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす者をいい、産業医、衛生管理者及び事業所内の保健師等が該当する。

※15 「職場環境等の評価及び改善」

職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境等の改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であるとされている。このため、職場環境等を評価し、問題点を把握した上で、職場環境のみならず勤務形態や職場組織の見直し等の様々な観点から職場環境等の改善を行うことをいう。

※16 「ストレスチェック」

ストレスについて自分では気づいていない場合であっても、チェックリストに記入することにより現在の状況を把握することをいう。現在の状況によっては、医師等による面接指導等を受けることが望ましいことがある。

※17 「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるよう

にするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいい、具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等からなる。

※18 「地域産業保健センター」

労働者数 50 人未満の小規模事業場では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業場を支援するために健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供している。面接指導等には医師やカウンセラー等が対応しており、国の委託事業として都道府県ごとに設置されている。

※19 「都道府県産業保健推進センター」

独立行政法人労働者健康福祉機構が運営しており、産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフに対して心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業場内の相談体制作りの支援等）を提供するとともに、地域産業保健センターの活動に対して専門的、技術的な支援を行っている。

※20 「他の外部機関」

精神保健福祉センター、（社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

※21 「産業医」

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう。事業所の労働者数が 50 人以上の場合には、事業者は産業医を選任することになっているが、50 人未満の事業所でも選任している場合がある。

※22 「衛生管理者・衛生推進者等」

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等をいう。

① 衛生管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善など労働衛生の技術的事項を管理するため事業者から選任された者をいう。衛生管理者の免許を取得しているか、医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任することになっている。

② 安全衛生推進者

建設業、製造業など安全衛生法施行令で指定された業種の常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（50 人以上の労働者を使用する事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された者をいう。一定の資格（経験など）を有する人から選任することになっている。

③ 衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（50 人以上の労働者を使用する事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため事業者から選任された者をいう。一定の資格（経験など）を有する人から選任することになっている。

※23 「職場のパワーハラスメント」

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化さ

せる行為をいう。なお、優位性とは、職場における役職の上下関係のことではなく、当人の作業環境における立場や能力のことを指す。

※24 「喫煙室」

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋をいう。

※25 「敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている」

建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいい、事業所内に複数の建物がある場合には建物全部を禁煙とすることを指す。なお、建物全部を禁煙とし、屋外に喫煙所を設けている場合も該当する。

※26 「喫煙コーナー」

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいう。

※27 「たばこの煙を排気する装置等」

たばこの煙を屋外に排出する換気扇等の受動喫煙防止対策機器をいう。

※28 「たばこの煙を除去する装置等」

たばこの煙を除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の受動喫煙防止対策機器をいう。

※29 「左記以外の何らかの対策を実施」

喫煙時間の制限や禁煙場所の特定など何らかの受動喫煙防止対策を実施していることをいう。

※30 「非正規労働者」

正社員以外の契約社員、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者又は派遣労働者をいう。

※31 「雇い入れた時」

派遣労働者の場合は「受け入れた時」をいう。

※32 「高年齢労働者」

50歳以上の労働者をいう。

※33 「カウンセラー等」

事業所において、心の健康の保持増進のために個々の労働者に対してメンタルヘルスケアを実施する担当者をいう。精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラーを含む。

① 精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格を持つ者をいい、企業内ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカーを含む。

② 臨床心理士

(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定資格を持つ者をいい、心理アセスメント、心理面談、臨床心理的地域援助、研究活動を行うことにより、相談に来られる方々の課題に応じて様々な臨床心理学的方法を用いて、心理的な問題の克服や困難

の軽減に向けての支援を行い、また、その人を囲む環境への働きかけ、情報整理や関係の調整を行う。

③ 産業カウンセラー

(社)日本産業カウンセラー協会の認定資格を持ち、心理的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を自らの力で解決できるように援助することを主たる業務とする者をいう。また、メンタルヘルス対策への援助、キャリア開発への援助及び職場における人間関係開発への援助も業務領域とする。

※34 「一般健康診断」

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいい、一般健康診断の代わりに人間ドックを実施している場合であっても、法定の検査項目について、毎年定期的に行っているものを含む。

法定の検査項目は、次のものとなっている。(労働安全衛生規則第44条)

(1) 既往歴及び業務歴の調査、(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査、(3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、(4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査、(5) 血圧の測定、(6) 貧血検査、(7) 肝機能検査、(8) 血中脂質検査、(9) 血糖検査、(10) 尿検査、(11) 心電図検査

なお、派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定に基づき、派遣元事業所において一般健康診断を行わなければならないとされている。